



み、復帰の特別措置について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内国消費税及び関税に関する特別措置の延長

(一) 県産酒類に係る酒税の軽減措置、県産砂糖に係る砂糖消費税の軽減措置、揮発油税及び地方道路税の軽減措置、指定施設において消費する輸入ウイスキー類に係る酒税の軽減措置の期限を原則として五年延長すること。

(二) 製造用原料品に係る関税の軽減措置、発電用の石油に係る関税の免税措置、消費生活物資に係る関税の軽減措置、いわゆる観光戻し税について、その適用期限を五年延長すること。

二、食糧管理法に関する特別措置の廃止

本土と同様に食糧管理法を適用するため、沖縄産米麦の政府買入れ規定の適用除外、集荷及び販売業者制度に係る規定の適用除外、農業協同組合による沖縄産米の売買とこれに伴う交付金制度措置、米麦の政府売り渡し価格の特例等の規定を削除すること。

委員長報告

ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、復帰の特別措置について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち、内国消費税及び関税に関する特別措置の適用期限を原則として五年延長すること。

第二に、本土と同様に食糧管理法を適用するため、同法に関する特例等の措置の規定を削除することなどであります。

委員会におきましては、沖縄復帰特別措置と振興開発対策、食糧管理法適用上の問題点、沖縄電力の民営化問題、米軍基地の整理縮小等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る三項目から成る附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告申し上げます。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一三号）

#### 要旨

本法律案は、北方領土隣接地域の市町及び公共的団体等が行う地域振興のための事業等を助成することを目的として、北海道に設置されている北方領土隣接地域振興等基金の造成の状況にかんがみ、同基金の財源に充てるための資金に係る国の補助金の交付につき、その目途とする期間を五年間延長しようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、衆議院提出に係るものでありまして、その内容は、北方領土隣接地域振興等基金の造成の状況にかんがみ、同基金の財源に充てるための資金に係る国の補助金の交付につき、その目途とする期間を五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、振興基金造成の推移と今後の見通し、振興基金対象事業の拡大、等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。